

亀山市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成26年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21888
- 3 路線名 みずほ台68号線

供用開始の区間	供用開始の期日
みずほ台1番318地先から川合町字内戸1115番16地先まで	平成26年12月26日